

探究学習を加速する DX スキルアップ教員対象研修業務委託企画提案募集要領

1 趣旨

この要領は、静岡県がデジタル人材の育成を推進するための域内横断的な取組として、探究学習を加速する DX スキルアップ教員対象研修を実施するに当たり、最も優れた企画力、経験及びノウハウ等を持つ事業者には業務を委託するため、プロポーザル（企画提案方式）で実施するものとする。

2 業務委託の名称

探究学習を加速する DX スキルアップ教員対象研修業務委託

3 委託期間

契約日から令和 8 年 3 月 21 日まで

4 契約限度額

9,999,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

※ 限度額を超えたものは失格とする。

5 委託業務の内容

別紙 1「探究学習を加速する DX スキルアップ教員対象研修業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりに。

6 参加資格

次に掲げる要件を全て満たす法人又は会社等

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当していないこと。
- (2) 国又は地方公共団体との契約に関して、指名停止を受けている期間中でないこと。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (4) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に該当する団体（以下「暴力団」という。）
 - イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者
 - ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外のものをいう。）が暴力団員等である者

- エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
- オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
- カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

7 委託先の選定方法

公募による企画提案方式とする。

委託先の選定は、別紙2「探究学習を加速するDXスキルアップ教員対象研修業務委託企画提案の評価基準」（以下「評価基準」という。）により、探究学習を加速するDXスキルアップ教員対象研修業務委託企画提案審査委員会（以下「審査委員会」という。）の委員が審査し、決定する。

8 応募方法等

(1) スケジュール

- | | |
|--------------|----------------------|
| 令和7年5月19日（月） | 高校教育課HPへの掲載 |
| 令和7年5月29日（木） | 参加表明書、誓約書及び質問書等の提出期限 |
| 令和7年6月2日（月） | 質問書に対する回答期限 |
| 令和7年6月3日（火） | 企画提案書又は辞退届の提出期限 |
| 令和7年6月4日（水） | 1次選定結果の通知（予定） |
| 令和7年6月9日（月） | プレゼンテーション |
| 令和7年6月10日（火） | 2次選定結果の通知（予定） |

(2) 企画提案の参加申込

公募企画提案への参加を希望する者は、参加表明書（様式1）及び上記6に掲げる要件を満たす誓約書（様式2）並びに関係する資料を令和7年5月29日（木）午後5時までに提出しなければならない。

なお、参加表明書の提出後、辞退を希望する者は辞退届（様式3）を令和7年6月3日（火）正午までに提出すること。

ア 提出方法 持参又は郵送による

イ 提出先 静岡県教育委員会高校教育課指導第2班

〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号 県庁西館7階

(3) 募集する企画提案の内容等

ア 基本的な考え方

(ア) 企画提案書の提出に当たっては、委託業務内容を十分に理解した上で作成すること。

(イ) 上記5に掲げる委託業務の内容を専門的視点から精査し、必要があれば修正を

加え、企画提案を行うこと。

(ウ) 関係法令等を遵守し、所要の措置を講じること。

イ 企画提案書について

(ア) 企画提案書の構成等

a 企画提案書の構成は自由であること。

b 企画提案書は、委託業務をどのような方針や手法で展開していくか、図表等を用いて分かりやすく表現すること。

c 企画提案書は、A4判で作成のこと。

(イ) 提出部数等

提出部数は7部とする。

(ロ) 留意事項等

a 企画提案書の作成に他の者の協力を得た場合及び業務の実施に他の者の協力を得る予定の場合には、企画提案書にその旨を明記すること。

b 虚偽の記載をした企画提案書は無効とする。

c 企画提案書の提出後の記載内容の変更は認めない。

d 提出された企画提案書は返却しない。また、採用された企画提案書を除き、提案者に無断で使用しない。

(ハ) その他

企画提案書作成及び提出、プレゼンテーション等に伴う費用は、全て企画提案者の負担とする。

(4) 企画提案書の提出方法等

ア 提出書類

企画提案書の提出書（様式4）、企画提案書（任意様式）、業務実績表（様式5）、見積書（任意様式）

(ア) 見積書作成上の注意

提案した内容を実施するために必要な経費を示すこと。

(イ) 業務実績表作成上の注意

これまでの国又は地方公共団体、若しくは国又は地方公共団体が出資する法人等からの受託事業の実績について、当該業務の名称、契約相手、契約金額及び概要を記載すること。

イ 提出方法

直接持参又は郵送によること。持参の場合は、平日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間とすること。ただし、令和7年6月3日（火）は正午までとする。

ウ 提出期限

令和7年6月3日（火）正午まで（必着）

エ 提出先

静岡県教育委員会高校教育課指導第2班

〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号 県庁西館7階

(5) 質問事項の受付及び締切りにについて

本要領等の内容についての質問は質問書（様式6）により令和7年5月29日（木）午後5時までに提出することとし、締切り時刻以降の質問は受け付けない。

ア 提出方法 持参、郵送又はメール（kyoui_koko@pref.shizuoka.lg.jp）による

イ 提出先 静岡県教育委員会高校教育課指導第2班

〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号 県庁西館7階

ウ 回答期限 回答は、令和7年6月2日（月）までに、本要領を配布した者全てにメールにて通知する。

9 審査

(1) 1次審査

提出された参加表明書、誓約書等により1次審査を行う。1次審査の結果は、令和7年6月4日（水）（予定）までに文書により通知する。

また、企画提案者が多数となった場合は、1次審査にて5者程度に選定することがある。

(2) プレゼンテーション

月日：令和7年6月9日（月）（予定）

場所：県庁内会議室（静岡市葵区追手町9番6号）

※説明時間等は参加表明者に別途通知するものとする。

ア 1提案あたりのプレゼンテーションの時間を15分、質疑応答の時間は10分とする。

イ プレゼンテーションの順番は、企画提案書の受付順とする。

ウ プレゼンテーションは非公開で行うものとする。

(3) 2次審査

提出された企画提案書及びプレゼンテーションにより2次審査を行う。

10 選定方法

評価基準により、審査委員会の委員が審査し、決定する。

11 選定結果の伝達方法及び説明

(1) 選定結果は、辞退者を除く全ての企画提案者に令和7年6月10日（火）（予定）以降に文書により通知する。

(2) 説明は、電話又は来庁面会による。

12 その他

(1) 契約手続に使用する言語及び通貨は日本語及び日本国貨幣とする。

(2) 契約の締結は契約書により行う。

(3) 採用した企画提案書に関する一切の権利は、静岡県に帰属する。

(4) 本業務は、必ずしも当該企画提案の採用案に沿って行うものではなく、実施に当たっては、委託者と協議して実施内容を決定する。なお、協議によって変更した業務に

伴う必要経費の増減は契約限度額内で調整するものとする。

13 問合せ先

静岡県教育委員会高校教育課指導第2班

〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号 県庁西館7階

電 話：054-221-3656

E-mail：kyoui_koko@pref.shizuoka.lg.jp